

◎入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

ミュージアムパーク茨城県自然博物館長 山崎 晃司

1 担当部局

〒306－0622

茨城県坂東市大崎 700

ミュージアムパーク茨城県自然博物館 資料課

電話 0297-38-2000

FAX 0297-38-1999

所属メール：nyusatu@nat.museum.ibk.ed.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の概要

第 4 展示室内照明 LED 化業務委託

(2) 履行期間 契約日から令和 9 年 3 月 3 0 日まで

(3) 履行場所 茨城県坂東市大崎 700

3 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 2 5 4 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (7) 茨城県内に本社を有すること。
- (8) 第一種又は第二種電気工事士の資格を有するものを現場監督者として配置すること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたいものは、1 の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、1 の担当部局に紙入札承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間 入札公告の日から令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）まで

イ URL <http://ppi2.cal-ibaraki.lg.jp/koukai/do/logon>

(2) 契約担当課

ア 期間 入札公告の日から令和8年10月20日（火）までの午前9時30分から午後5時まで
（ただし、休館日を除く。）

イ 場所 茨城県坂東市大崎700 ミュージアムパーク茨城県自然博物館 資料課

6 入札書の提出方法及び開札場所等

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上、1の担当部局に提出すること。
郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載すること。入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(2) 入札書の提出等

ア 入札書の提出日時

令和8年10月27日（火） 午後1時00分まで

イ 入札書の提出場所

ミュージアムパーク茨城県自然博物館

〒306-0622 茨城県坂東市大崎700

ウ 開札の日時

令和8年10月27日（火） 午後1時10分から

エ 開札の場所

イに同じ

(3) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(5) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(6) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、

ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。